

令和6・7年度給食用物資納入業者申請について

令和6・7年度において、給食用物資納入業者として登録を希望されるかたは申請書を提出してください。

1 登録の基準

(1) 資格要件

- ア 成年被後見人、被保佐人及び破産者でないこと。
- イ 営業に関し法令その他の規定により必要とする許可、登録等を受けていること。
- ウ 暴力団員又は暴力団関係者でないもの。

(2) 事業施設及び経営規模

- ア 工場、店舗、販売所等の固定した事業施設を有し、かつ、相当数の従業員及び車両を保有し、恒常的に営業していること。
- イ 製造加工を要する食品については、みよし市内又はその近隣にその設備があること。
ただし、当該地区において製造加工又は必要数量の調達が困難な場合は、この限りでない。
- ウ 相当額の販売実績があること。

(3) 信用状況

- ア 事業経営が適正に行われ、経営状態が良好であること。
- イ その事業を3年以上継続しており、信用があること。
- ウ 納税の義務が履行されていること。

(4) 衛生状況

- ア 所轄の保健所の食品衛生監視評点が良好であること。
- イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 物資を衛生的に保管できる設備が確保されていること。

(5) 供給能力

- ア 仕入れ、製造及び加工能力を備えていること。
- イ 別に定める期日及び場所に確実に納入できること。

(6) 前項に規定することのほか、協会に物資を納入しようとする者は、協会の業務をよく理解し協力的であること。

2 申請書の提出書類

- (1) 給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）及び経営規模内訳票（様式第2号の1、様式第2号の2）
- (2) 登記事項証明書（法人のみ）【写し可】
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 納税証明書（令和5年分の国税、県税、市(町)税 【写し可】）
国 税…法人事業者は法人税 個人事業者は所得税
県 税…法人事業者は法人県民税、法人事業税 個人事業者は個人事業税
市(町)税…法人事業者は法人市(町)民税 個人事業者は個人市(町)民税
- (5) 食品衛生監視票写し（1年以内のもの）
- (6) 事業所、営業所等への案内図
- (7) 委任状（必要な場合のみ）

3 受付期間

令和5年10月16日（月）から令和5年11月17日（金）まで
（土、日曜日、祝日は除く）

4 受付時間

午前8時30分から正午までと午後1時から午後4時まで

担 当 みよし市給食協会（石川）
電 話 0561-32-0501